

北海道雪害対策実施要綱

第 1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画（第4章 第13節 雪害予防計画）の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第 2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第 3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第 4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（現在の雪）」を札幌管区气象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

- (3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社
北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させ

るため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等必要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等必要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、必要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等必要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制

に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。